平成３０年（フ）第１１２７号
埼玉県川口市大字石神1107－１　ラフレ仲道Ｇ203、開始決定時の住所神奈川県相模原市中央区相模原１丁目３－６－1001
破産者　佐々木岳児
１　決定年月日　平成30年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７号
愛知県稲沢市長野２丁目５番20号
破産者　有限会社フレッシュフーズ稲沢
１　決定年月日　平成30年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７３９号
大阪府高槻市大蔵司２丁目３－26、商業登記簿上の本店所在地大阪市東淀川区豊里６丁目19番10号
破産者　有限会社コスモ
１　決定年月日　平成30年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３５２号
大阪市東淀川区東中島１－６－14
破産者　有限会社アクセルＲ
１　決定年月日　平成30年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５０４号
兵庫県伊丹市桑津１丁目１番16号
破産者　株式会社ビルドスクウェアー
１　決定年月日　平成30年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５３０号
大阪市北区西天満３丁目５番２号クリエ西天満
破産者　株式会社アキト
１　決定年月日　平成30年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７７７号
大阪府東大阪市友井５丁目２番35号
破産者　株式会社オフィストークウェア
１　決定年月日　平成30年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１号
大阪市住吉区東粉浜１丁目１番21号
破産者　株式会社愛優
１　決定年月日　平成30年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５７４号
東京都足立区西伊興３丁目11番19号
破産者　株式会社エメブランド
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９０７号
東京都目黒区下目黒２丁目23番15号
破産者　株式会社アルカナ
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５６２号
横浜市都筑区東方町136番地、商業登記簿上の本店所在地川崎市中原区上丸子山王町１丁目874番地
破産者　有限会社徳松精機
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３６号
神奈川県鎌倉市岩瀬569番地13
破産者　株式会社麻衣工房
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１３号
横浜市保土ケ谷区法泉１丁目４番２－1501号
破産者　有限会社サーパスライフプランニング１級建築士事務所
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１号
新潟県魚沼市井口新田764番地
破産者　株式会社大沢加工
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８８号
愛知県安城市三河安城町２丁目17番地３　フローレンス三河安城102
破産者　有限会社フジエンタープライズ
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５７４９号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番１－1203号
破産者　株式会社ＴＳＵ－ＮＡ－ＧＵ
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６５号
神戸市西区伊川谷町有瀬549
破産者　有限会社ミナトコーポレーション
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第７６０号
北九州市小倉北区浅野２丁目14－３
破産者　株式会社ジョイアス
１　決定年月日　平成30年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６９号
栃木県小山市乙女１丁目11番22号
破産者　赤根　英敏
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第７０号
栃木県小山市乙女１丁目11番22号
破産者　赤根　伸子
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１３３号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目４番地９プリンスマンション403号室、前住所茨城県稲敷郡河内町長竿6296番地７
破産者　大塚　和夫
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係